



令和8年4月10日

四 国 運 輸 局

一般旅客自動車運送事業者の行政処分等について

(令和8年3月分)

四国運輸局は、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められた、一般旅客自動車運送事業者2者(2営業所)に対して、道路運送法第40条の規定に基づき行政処分等を別紙のとおり行いましたのでお知らせします。

《問い合わせ先》

四国運輸局自動車交通部

自動車監査官 山本、二宮

電話：087-802-6774

一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

令和8年3月分 四国運輸局自動車交通部

行政処分等の年月日	事業の種類	事業者名称及び営業所名称	管轄運輸支局	行政処分等の内容	行政処分等の詳細
令和8年3月17日	一般乗合 (乗合バス)	琴参バス株式会社 (法人番号3470001009643) 丸亀営業所	香川	・文書警告	別添 ①
令和8年3月30日	一般乗用 (タクシー)	ことでんバス株式会社 (法人番号1470001001528) 朝日町営業所	香川	・輸送施設の使用停止(10日車) ・文書警告	別添 ②

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局 自動車交通部

行政処分等の年月日	令和8年3月17日
事業者の氏名又は名称	琴参バス株式会社(法人番号3470001009643)(代表者 佐藤邦明)
事業者の住所	香川県丸亀市土器町北2丁目77番地
営業所の名称	丸亀営業所
営業所の所在地	香川県丸亀市土器町北2丁目77番地
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	令和8年2月12日に、労働局からの通報を端緒として監査を実施したところ、2件の違反が確認された。 (1)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第25条第1項、第4項) (2)乗務員等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第37条第1項)
当該違反点数	0点
事業者累積違反点数	0点

※ 当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況

四国運輸局 自動車交通部

行政処分等の年月日	令和8年3月30日
事業者の氏名又は名称	ことでんバス株式会社(法人番号1470001001528)(代表者 石川雅章)
事業者の住所	香川県高松市朝日町4丁目1番地63号
営業所の名称	朝日町営業所
営業所の所在地	香川県高松市朝日町5丁目554番地14号
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告
主な違反の条項	道路運送法第27条第3項
違反行為の概要	<p>令和7年8月8日及び同年9月11日に、重傷事故を端緒として監査を実施したところ、6件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)</p> <p>(2)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(運輸規則第24条第1項、第2項)</p> <p>(3)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(運輸規則第24条第5項)</p> <p>(4)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第25条第3項、第4項)</p> <p>(5)乗務員等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(運輸規則第37条第1項)</p> <p>(6)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(運輸規則第38条第1項)</p>
当該違反点数	1点
事業者累積違反点数	1点

※ 当該違反点数及び事業者累計点数については、四国運輸局管内における行政処分等を行った日現在の点数となっております。